

令和4年度 第2回姫路市地域自立支援協議会

と き 令和5年2月14日（火） 午前10時～
ところ 姫路市役所北別館 3階 講義室

会 議 次 第

1 開会

2 議事

資料1 令和4年度姫路市地域自立支援協議会専門部会の検討概要について

3 報告

資料2 次期計画の策定について

資料3 姫路市障害福祉サービス等の支給決定基準の見直しについて

4 その他

5 閉会

配 布 資 料

- ・ 会 議 次 第
- ・ 令和 4 年度 第 2 回姫路市地域自立支援協議会配席図
- ・ 姫路市地域自立支援協議会委員名簿
- ・ 資料 1 令和 4 年度姫路市地域自立支援協議会専門部会 検討概要
- ・ 資料 2 次期計画の策定について
- ・ 資料 3 姫路市障害福祉サービス等の支給決定基準の見直しについて

姫路市地域自立支援協議会 委員名簿

(~2023. 3. 31)

	分野	関係機関・団体名	職名	氏名
1	地域ケア学識経験	特定非営利活動法人はりま総合福祉評価センター	理事長	河原 正明
2		関西福祉大学	准教授	萬代 由希子
3	権利擁護関係機関	社会福祉法人姫路市社会福祉協議会	事務局長	瀬崎 智紀
4	当事者団体・家族会	特定非営利活動法人姫路市身体障害者福祉協会	理事長	田中 環
5		特定非営利活動法人姫路地区手をつなぐ育成会	副理事長	外川 義広
6		特定非営利活動法人姫路市精神保健福祉連合会(ひめかれん)	副理事長	志水 房江
7		はりま福祉ネットワーク	代表	廣内 一全
8		マザーリーフ(姫路市肢体不自由児・者のこれからを考える会)	会長	萱原 州平
9	相談支援事業者	姫路市基幹相談支援センター (姫路市社会福祉事業団 ぱっそ・あ・ぱっそ)	相談員	濱 亜紀子
10		医療法人恵風会 けいふう	管理者	佐藤 伸也
11	障害福祉サービス事業者	姫路市社会福祉事業団 姫路市立広畑障害者デイサービスセンター	所長	竹田 公子
12		株式会社アニマシオン プレイジム	管理者	太田 篤志
13		社会福祉法人播磨福祉事業会 播磨福祉事業館	館長	足立 富佐則
14		社会福祉法人姫路若葉福祉会 若葉福祉作業所	施設長	嵯峨山 悠
15	保健・医療関係機関	姫路市保健所	所長	毛利 好孝
16		姫路聖マリア病院	医師	宮田 広善
17	雇用関係機関	姫路公共職業安定所	職業相談部長	島 恭裕
18		姫路市社会福祉事業団 職業自立センターひめじ	主任支援員	佐藤 絵美
19	発達障害関係機関	姫路市総合福祉通園センター	所長	北山 真次
20	児童福祉関係機関	兵庫県姫路こども家庭センター	所長補佐兼 育成支援課長	横山 達也
21	教育機関	兵庫県立姫路特別支援学校	校長	川口 あづさ
22		姫路市総合教育センター育成支援課	課長	藤戸 あゆ美

令和4年度 姫路市地域自立支援協議会専門部会 検討概要

令和4年度における姫路市地域自立支援協議会専門部会では、今まで、積み上げられた障害福祉にかかる取り組みについて、検証し、見直しを必要とするテーマを優先し、検討を行った。

まず、くらし部会においては、地域生活支援拠点等の整備をテーマに「行動障害等の対応体制確保」について検証し、現状を把握するとともに、体制整備に向けて、方向性の提案を行った。

つながる部会においては、地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組として、「姫路市におけるモニタリング結果の検証」について、その手法を検討し、模擬検証を行うとともに、今後の取り組みの方向性を明確にした。

まもる部会では、平成24年から実施されている障害者虐待対応について、制度や姫路市の体制も変わってきていることから、その取り組みを検証し、課題を明確にし、しくみを改定すべきところを検討した。

しごと部会では、障害のある方の多様化に伴い、障害者の就労支援についても多様なニーズに対する対応が望まれており、「多様な就労支援のあり方」をテーマに就労支援事業所と障害者を雇用する企業の意見をお聞きし、就労支援の現状と課題を明らかにした。

こども部会では、障害児教育及び支援に携わる委員をお迎えして、「こどもの生活をつなぐ情報共有のあり方」について検討し、教育と福祉の連携について検討を行った。

日中サービス支援型グループホーム部会においては、昨年引き続き日中サービス支援型グループホームについて、その整備状況や活動の状況の検証を行った。

今年度より新たに当事者部会を設置し、萬代委員の研究と協働で、地域自立支援協議会における「障害当事者の声」の政策反映モデルを構築に向けて協議した。

その他、現在、姫路市において課題となっている生産活動振興事業について、検討部会を開催し、生産活動(授産活動を含む)振興拠点の立ち上げと運営について協議し、「シェア Act. えん」のオープンの支援を行った。

以下、検討内容の詳細について報告する。

地域生活・移行プロジェクト【くらし部会】

テーマ：「地域生活支援拠点の運営状況報告、検討について」

- ・10月27日（第1回）：行動障害等の対応体制確保の現状について
- ・12月13日（第2回）：強度行動障害の方の在宅支援について

	第1回会議構成委員		第2回会議構成委員
1	姫路市立広畑障害者デイサービスセンター	1	姫路市立広畑障害者デイサービスセンター
2	行動障害支援センターのぞみ	2	姫路市基幹相談支援センター
3	姫路市基幹相談支援センター	3	相談支援事業所 香翠寮
4	相談支援事業所 香翠寮	4	相談支援事業所 書写ひまわりホーム
5	支援センター ふくっこ	5	支援センター ふくっこ
6	障害者支援施設 暁乃里	6	ヘルパーステーション言の葉
7	生活介護事業所いっぼいっぼ	7	福祉介護事業クオーレサービス
8	障害福祉課	8	障害福祉課

<会議に出された意見のまとめ>

1. 地域生活支援拠点とは

- ◆ 地域生活支援拠点等とは、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことを言い、居住支援のための主な機能として、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としている。
- ◆ 拠点には5つの機能があるが、専門的人材の確保・養成のなかでも行動障害等の対応体制確保の現状についてテーマを絞って検討を行った。

2. 行動障害等の対応体制確保の現状

- ◆ 通所事業所では環境の確保が難しく、財源がいる。パーソナルスペースの確保が問題となっている。また、通所時の送迎中の体制確保がいる。（利用者一人につき1名の付き添い）
- ◆ 生活介護事業所で体制加算該当事業所が10事業所。個人加算該当事業所は8事業所ある（8月時点）。この事業所数(体制)は決して多いとは言えない。
- ◆ 入所施設では定員（30名）の半数以上が行動障害の方。空間構造は狭く、窮屈で異様であると感じる。
- ◆ 行動障害により入所施設やGHを退所せざるを得なくなった方の居場所の問題が大きい。具体的には、非常ベル（隠すが外して押す、消防署の出動・指導あり）、トイレを詰める、他利用者の部屋に入る、壁を破る、職員の受傷などがあり、施設にいられなくなる。病院に入院となっても、次の生活基盤が確保できない。
- ◆ 家庭では、居住支援の事業所に断られると、生活自体が成り立たない。行動援護では居宅の支援ができず、重度訪問介護もまだ活用されておらず、行動障害のある方の

ショートステイや緊急時の受け入れ先が見つからないといった状況である。利用希望者数は増加している。

- ◆ 家族と本人の関係性がこじれたら、リセット期間を経て、再度支援を組み直すことが必要ではないか。生活しながら変えていくのは難しい。

3. 強度行動障害の方の在宅支援の現状

- ◆ 現在、行動援護を行っている事業所は8か所。実際に支援を行っているところは限られており、職員数も非常に少ない事業所が多い。
- ◆ 新しい職員がこの3年間で1人しか入らない。障害者との関わりが今までない人を行動援護の従業者になるまでに養成するのも早くても1年。要資格者となっても1人で支援に行かせるのは危ない。
- ◆ 移動支援を利用することもあるが、なかなか2人介護が認められない。よって、安全面を優先した支援になってしまう。
- ◆ 行動援護事業所では、移動支援の方で行動障害のある方もいるが、行動援護に切り替わらない。その要因としては、家族のニーズ（認識）の問題、利用頻度の問題、職員体制(スタッフの確保)の問題などが考えられる。
- ◆ 居宅介護の時間が減ってしまって時間が足りない。足りない分を補うために自分はボランティアで支援に入っていた時もある。
- ◆ 行動障害を有する方の支援では、情報共有が重要であるが、担当者会議が開られない場合や、家族が情報共有を拒否することもあり、情報の共有や支援の統一が難しい。

4. 行動障害支援センターのぞみの取り組み

- ◆ のぞみでも家族からの相談が多い。特別支援学校生徒の粗暴行為についての相談、学校の支援についての悩みなど。支援の方法を伝え、家庭でもやってみようアドバイスしている。携帯で24時間相談対応できるようにしている。相談件数が増えてきており、継続の方も多。2名体制では限界がある。
- ◆ 学校や放課後等デイサービスに支援方法を繋げていきたいと思っているが、まだまだ学校との連携は難しい。関心のある教員と連携し、理解を拡げていこうと思う。
- ◆ 現状として、強度行動障害の捉え方の差があるし、いろんな形の療育がある。学齢期の支援のあり方や学校との課題の共有など、思春期対応が一番大事。家族も交えた成功事例の共有が必要である。

5. 今後の体制強化に向けた取り組み

- ◆ 入所施設の存在意義は生活のセーフティネットである。緊急短期入所の強化を図りたい。
- ◆ 行動障害を有する方への支援スキルの向上をめざして兵庫県知的障害者施設協会の研究事業、強度行動障害スーパーバイザー養成講座での指導者養成とその指導者による支援者の養成のシステムに取り組んでいる。
- ◆ 県の事業（国・県・市町の助成）、強い行動障害がある方やそのご家族への支援事業

もある。3か月の集中支援（1か月目アセスメント、2か月目集中支援、3か月目に地域支援）を実施。兵庫県内で1事業所のみの実施（あかりの家）なので網羅できているとは言えない。受給者証を外しての支援のため、相談支援が入れない（地域には返せない、神戸市は相談にも報酬入る仕組みとした）。現在、姫路は予算化されていない。

- ◆ 相談支援が行う担当者会議を活用し、利用者のアセスメントや支援方法の共有を図っていくことが重要であり、そこに医療機関や行動障害支援センターが、必要に応じて関わることがポイントとなる。

6. まとめとして

- ◆ 行動障害を有する方の地域生活の課題は、社会資源や支援者の人材不足をはじめ、居住環境の整備、家族や支援機関の連携など20年前の課題と変わっていない印象。
- ◆ 障害者の生活を守るために大きく3つの課題があがった。1つ目は制度自体の課題。2つ目は制度を運用する行政格差の課題。3つ目は実際にサービスを提供する事業所の連携の課題。
- ◆ 行動障害を有する方には、継続的、総合的な支援が必要であるが、制度が細切れになっているため、制度の柔軟な運用を図っていくことが重要である。また、人材確保においても、それぞれの事業所での人材養成するのも限界にきており、行政を含め組織だった人材確保・養成をする必要がある。
- ◆ 強度行動障害の方の生活を守るためにはチーム支援が欠かせない。今後は、療育、本人を変えろといった医療モデルの支援だけではなく、社会モデルを意識した、地域で暮らす仕組みづくりを、地域生活支援拠点事業の充実を通して考え直さないといけない。

以上の議論を踏まえて、今後も継続して検討していくこととした。

相談支援プロジェクト【つながる部会】

テーマ：「モニタリング結果の検証手法について」

- ・ 8月23日（第1回）：モニタリング結果の検証手法について
- ・ 10月20日（第2回）：グループスーパービジョン（GSV）の模擬検証

第1回会議構成委員		第2回会議構成委員	
1	相談支援事業所 めぐみ	1	相談支援事業所 めぐみ
2	相談支援事業所 あ・み・ず	2	相談支援事業所 あ・み・ず
3	社会福祉法人 幸	3	社会福祉法人 幸
4	姫路市基幹相談支援センター	4	姫路市基幹相談支援センター
5	姫路市障害福祉課	5	相談支援事業所 ぱっそ・あ・ぱっそ
		6	姫路市障害福祉課

<会議に出された意見のまとめ>

◆ はじめに

- 厚生労働省では、「地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組」の中で、各相談支援事業所の質の向上、公正・中立性を高めることを目的として、相談支援事業所がモニタリング結果を市町村へ報告すること及び市町村が受領したモニタリング結果について検証を行うことが望ましいとしている。本年は、姫路市におけるモニタリング結果の検証について、意見や質問をいただくことでその手法を検討していきたい。

第1回「モニタリング結果の検証手法（案）の検討」

◆ グループスーパービジョン（GSV）導入の狙い

行政（市町村）	・ G S V で議論された地域課題を施策へ反映する
基幹相談支援センター	・ 相談支援専門員への専門的な支援、助言 ・ 「顔の見える関係」の構築
相談支援事業所	・ 個別事例の振り返りによる支援内容や地域課題についての気づきを促す
利用者（市民）	・ 生活の質の向上

◆ GSVの概要

対象	・市内の相談支援事業所
実施回数	・年3回程度 ※対象事業所には、各年度の初めに通知します。
構成	・6人程度 ①基幹相談支援センター相談員 2人 ②障害福祉課（基幹担当、支給決定担当等） 1～2人 ③事例を提供する相談支援事業所 1～2人 ④参加する相談支援事業所（2事業所） 各1人 ※事例により障害福祉サービス事業所等を追加する場合があります。
手法	・グループスーパービジョン（以下、GSV） ①事例提供者 スーパーバイザー ②その他の参加者 スーパーバイザー ③基幹相談支援センター相談員 ファシリテーター
対象事例	・一旦終了した又は支援が一区切りしたもので、GSVによる振り返りを希望する事例 ・原則、本人に同意を得られるもの
提出物	・事例報告書（別紙・所定の様式） ・サービス等利用計画（アセスメントを含む） ・モニタリング報告書

◆ GSVのスケジュール及び当日の流れ

毎年4月頃	・開催通知 対象事業所に、今年度の開催時期を通知する。
1か月前	・事例報告書の作成 基幹相談支援センターへ提出する。基幹での確認後、打ち合わせを実施する。
1週間前	・検証会議出席者へ資料送付 事例報告書のみを送付する。計画等は当日に配布し、回収する。
会議当日	<ol style="list-style-type: none"> 1 オリエンテーション【5分】 事例の配付、役割分担の確認、会議の目的について、スーパーバイズとは等を説明する。 2 報告セッション【10分】 事例提供者より事例概要、振り返りたい点等を説明する。 3 質問セッション【20分】 参加者からの質問を受け、事例のアセスメントを深める。 4ブレインストーミング【30分】 事例について、参加者がそれぞれの意見を発言し、多様な意見を集める。 5 応答セッション【20分】 4で出た意見・アイデアを検討し、それを活かした支援のあり方を探る。 6 まとめ【5分】

	事例提供者の感想を聴く。 ※4及び5は一体的に実施する場合がある。
実施後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹相談支援センター 実施記録を作成する。 ・ 相談支援事業所 当該事例の支援に限らず、今後の他事例の支援その他の業務に活かす。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ グランドルールを設定する ・ プランや支援の批評にならないよう、注意して進行する。

◆ 実施に向けた課題と思われるところ

- モニタリング報告書は利用者に見せるものなので、当たり障りのないことしか書けない。検証する意味があるか分かりにくい。
 - ◆ 書面だけで検証するのではなく、ケアマネジメントプロセス全体を検証するものとなり、業務及びプロセス全体を取り扱うものである。
- G S Vのメンバーについて、障害福祉課支給決定担当と障害福祉サービス事業所の職員参加について、メリット、デメリットがあるので悩んでいる。
 - ◆ 相談支援事業所は、質の向上の共通理解という点では、必要である。
 - ◆ 市町の公平性を考えると支給決定担当者には入ってもらう方が良い。
 - ◆ サービス提供事業所が参加すると事例検討会になるのではないか。ケースを掘り下げて意見交換すると話がずれてしまう。相談員の質の向上に重きをおくのなら、直接支援をしている事業所職員が出席しないが良いのではないか。
- 1 か月前に事例報告書を提出してもらい、1週間前に会議資料を提出についてはどう思うか。
 - ◆ プランをどのような考えで作成したかを知るためにはアセスメント様式（総合所見のところ）を活用してはどうか。アセスメントになると個人情報も多いので当日資料が良い。
- 利用者の参加はないのか。利用者の話を聞くともう少し具体的になるのではないか。
 - ◆ 今回は、相談支援専門員の力量の向上に焦点をあてたい。
- 次回の会議は、同じメンバーで模擬をしたい。一度やってみないと感覚が分からない。

第2回 「グループスーパービジョン（G S V）の模擬検証」

◆ 模擬検証を終えて感じたこと

◆ 資料について

- 事前説明があったので、イメージはできたが、まったく初めての人が見て分かるかとなれば少し分かりにくいように感じる。
- 資料だけではイメージが湧きにくいかもしれない。今日の進行具合であれば分か

りやすい。

- 事例を提出した理由は、おさえておかなければならない。利用者の概要をどうまとめるか。事例提出者によって差が出そうなので、ここは仕組みでカバーしていかなければならないと思う。時系列や家族の構成図はあった方が望ましいではないか。
- 事前に基幹相談支援センターと事例検討者の打ち合わせがあるので、そこで話し合う必要もある。資料の提供は1週間前にしたいと思う。

◆ 進行について

- 良かったと思う。一緒に考えられることはすごく良い。
- 質問に対して自分がうまく回答できなかったところをフォローしてもらえたのが良かった。
- 振り返りの事例だったので、様々な視点からの意見が出て良かったと思う。時間的にもちょうど良かった。
- 一番難しかったところは応答セッションの部分である。この部分が見えにくい。2週間前に同様の会議を実施し、その時は1時間で短かった。やはり90分は必要。ホワイトボードに記録を書く人が別で必要だと思う。
- 進行していて感じたことは、事例概要をどれくらい出してもらうかは再度の検討が必要。事例概要は10分程度。質問セッションは延長も検討。足りなかったとは感じない。

◆ まとめとして

- 今回の模擬検証をベースに、1年間に3回程度GSVを実施し、5年間で市内の相談支援事業所を一通り回ることになる。2月の相談支援事業所連絡会で、説明できるようにしたい。

権利擁護プロジェクト【まもる部会】

テーマ：虐待通報内容の分析・検証について

- ・ 8月8日（第1回）：障害者虐待対応実情と課題について
- ・ 11月28日（第2回）：姫路市における障害者虐待対応の仕組みについて

	第1回会議構成委員		第2回会議構成委員
1	はりま総合福祉評価センター	1	はりま総合福祉評価センター
2	相談支援事業所ぱっそ・あ・ぱっそ	2	相談支援事業所ぱっそ・あ・ぱっそ
3	香翠寮	3	香翠寮
4	こども家庭総合支援室	4	こども家庭総合支援室
5	姫路市基幹相談支援センター	5	姫路市基幹相談支援センター
6	姫路市障害福祉課	6	姫路市障害福祉課

<出された意見のまとめ>

第1回 障害者虐待対応の実情と課題について

◆ はじめに

- 平成24年から実施されている障害者虐待対応について、制度や姫路市の体制も変わってきている。今年度、現状を確認しながら、仕組みの中で改定すべきところを検討していきたい。

◆ 虐待対応の現状について

- 養護者による障害者虐待への対応フローの詳細説明
 - ◆ 虐待通報があった場合は、コア会議を実施している。その会議の中で、虐待にあたるのか緊急性の判断をしている。事実確認の手段として、場合によって訪問調査を行っている。その後、事実確認の結果、必要な支援に応じて、障害者の保護、擁護者への支援の対応をしている。
- 障害福祉施設従事者などによる障害者虐待への対応フローの詳細説明
 - ◆ 流れは同じではあるが、コア会議の際、必要に応じて監査指導課も含めて会議を実施している。
- 使用者による障害者虐待へのフローの詳細説明
 - ◆ ここ数年、使用者からの虐待案件については通報、相談はない。

◆ 通報・告知における課題

- 夜間の時間帯では、同じ人が繰り返し電話をかけてくる。
- 通報した後の流れが見えにくい。通報して良いのか迷う。
- 事業所と利用者のトラブルが、虐待としてあがってきているケースがある。

◆ 初期対応、虐待認定における課題

- コア会議で虐待の種類を認定する流れが見えにくい。
- コアメンバーとして、基幹相談支援センターが入らないのはなぜか。現状に応じた位置付けの整理が必要になってくる。

- 本人と事業所の意見に食い違いがあり、明確な証拠がなかったため虐待認定できない。
- 本人が虐待を受けている意識がないケースの認定の仕方

◆ 虐待対応における課題

- 虐待案件として認定しなかった場合、その後の対応の流れが分からない。
- 虐待と認められた場合とそうでない場合、具体的にどのようにフォローしているのか。虐待認定の有無に関わらず、フォローにつなげていく仕組みを明確にしていかなければならない。
- 虐待が認定された場合の支援者の動き方について、虐待防止センターからの提案や指示が見えにくい。その都度モニタリングがあった方が分かりやすい。
- 障害者虐待の仕組みとして、受付をするところ、判断をするところ、フォローして支援していくところが必ずしも一致しないため、対応が不透明になっている。
- 虐待を受けた方へのメンタルケア、アフターケアの部分をしっかり考えていかなければならない。
- 何をもって虐待案件を終結としているのか。

◆ まとめとして

- 令和3年度に事業所の報酬改定が行われ、虐待・身体拘束の適正化がすすんでおり、研修も多く行われている。今後は、虐待防止センター等の対応もさらに分かりやすく、透明性が求められていると感じている。
- 障害福祉で今、時代の進行とともに歪みが出てきている。支給決定基準・差別解消法・虐待防止法・権利擁護に関する部分は見直しが必要である。
- 今日の会議で出された課題をもとに、仕組みの見直しを検討していただき、またこの部会に集ってもらい、意見交換をしていきたい。

第2回 姫路市における障害者虐待対応の仕組みについて

◆ 警察の通報について

- 警察への通報義務について、支援者が判断されるのか。
- 警察への通報は危険性がある場合。目撃者がある場合はその人、もしくは当事者の方が原則。しかし、当事者の方はなかなか警察沙汰にはしたくないケースが多い。
- 明らかに事件性がある場合においては警察へ通報してもらう必要がある。
- 整理が難しいが、虐待防止センターとして通告を受けた時に事件性が考えられる場合においては、すぐに通報する。

◆ 初期対応について

- 初期対応について、ケース・バイ・ケースであり、その判断が明確でないのが課題ではないか。
- 率直な個人の意見になるが、専門職で固定する方が良いのではないかと。人事異動してきて、すぐ分かるようなことでもない。様々な事案を経験して、どこと繋がっておくことが良いのかが分かってくる。
- 通報を受けた時には、基幹相談センターや関係機関に相談する、もしくは報告する方がよりスムーズになるのではないかと。

◆ 虐待認定や今後の方針について

- 初動対応の評価会議の開催は、実際のところ開催されているのか。
- 姫路市の場合は、マニュアルの記載通りではなく、同じメンバーが出席している。
- 緊急性がない場合について、その事実確認をしていかなければならない。事実があった場合は虐待認定をする。事実が分からない場合は調査をしていく。そして最終的に判断していく。他市の事例を出すと、担当者が事実確認まではしている。
- 個別支援会議があまり開催されていないので、これからどうしていくか。
- 目に見える会議が必要。各関係機関に発信してほしい。
- 今までの対応でいうと、障害福祉課で決定されて相談支援専門員に指示する事例や、相談をしても返事が返ってこない等の事例があった。経緯を踏まえて、しくみを明確にする必要がある。
- 個別ケース会議が開かれているか否かで大きく違ってくるのではないかと。マニュアル通りに進めていけるようにしてもらいたい。

◆ まとめとして

- 通報を受けた段階で危険性がある場合は、警察にも通報していくことが必要。初期対応については、コア会議の中で専門職での判断が難しいとなれば基幹相談センターに相談を持ちかける。虐待認定や今後の方針については、個別ケース会議を開いて対応していく。もしくは経過を把握していくことが必要という意見が出された。本日いただいたご意見をまとめて全体会で報告したいと思う。

進路・就労プロジェクト【しごと部会】

テーマ：「多様な就労支援のあり方について」

- ・10月25日（第1回）：多様な就労支援のあり方の模索と現状把握
- ・12月5日（第2回）：多様な働き方に対応した就労支援、ニーズの把握について

第1回会議構成委員		第2回会議構成委員	
1	職業自立センターひめじ	1	職業自立センターひめじ
2	ひめじ若者サポートステーション	2	WDB 独歩株式会社
3	姫路市中央保健センター	3	姫路赤十字病院
4	姫路市社会福祉協議会 暮らしと仕事の相談窓口	4	株式会社ニッスイ 姫路総合工場
5	北部ひめりんく	5	ゴダイ株式会社
6	発達症プロフェッショナルサポートセンター	6	山陽特殊製鋼
7	姫路公共職業安定所	7	グローリーフレンドリー株式会社
8	姫路市障害福祉課	8	姫路市基幹相談支援センター
		9	姫路公共職業安定所
		10	姫路市障害福祉課

第1回 多様な就労支援のあり方の模索と現状把握

<出された意見のまとめ>

◆ 障害のある方の求職活動ニーズ、最近の対象者像について

- 身体障害よりも知的、精神、発達の診断がある方の相談が多いように感じる。手帳の有無に関わらず、生活のしづらさを感じながら、様々な生活課題を抱えている方が多い。
- 障害をもってしまって諦めてしまう親御さんが多い。諦めるのではなく、どう育てていくかを伴走していくところにニーズがあると感じている。
- 就労に対するニーズの多様化からメンタルヘルスも多様化している。ひきこもりの相談で、生活支援をする中で、日中活動をして就職に結びつけていく。現状としては、就職活動の前段階の方が多く状況にある。
- 多くの相談者がもうすでに生活に困窮している状態なので、スピーディに解決していかなければならない。
- 就労支援に携わる機関は社会福祉の視点も求められているように感じている。当事業所は、第一に職業的自立を掲げているが、福祉の制度や福祉機関とのつながりをしっかりもっておかないと、多様な対応が難しくなってくる。
- 仕事内容でつまずいたのではなく、人間関係でのつまずきが多い。仕事と人間関係を一緒に考えてしまうので、この仕事は辞めようとなるケースが多い。
- 障害者求人になるとどうしても給与が安くなってしまう。生活をしていく上でも

う少し収入があったほうが良いとの意見が多く聞かれる。

- これからの働き方として、在宅勤務が進んでいけたらと思っている。在宅勤務での就労が可能になれば、地域を選ばない。
- まとめとして、本人の能力の部分と特性の部分に分けて考えることが必要である。両方が入り混じるとどうしても支援が難しくなってしまう。障害者雇用であれ、どういう形で進めていくのか、方法が分かりにくくてうまく進んでいかない。

◆ **どんな支援や資源があれば障害者が働き続けることができるか。**

- 本人が抱え込まないような対策が必要。会社と本人、医療との連携は必要である。また、一般就労をされている人同士で話ができる場、仲間づくりができる場があることは大切。
- ちょっとしたきっかけと理解者が多く周りにいること。
- 障害者が企業の中で働くにあたって集団の中で問題が起こる。職場内での理解の促進を図っていければと思う。
- 在宅ワークのニーズは高い。ニーズに答えていく取り組みが必要ではないか。
- 在宅ワークは身体障害者の方をという企業が多い。お手洗いの関係で車イスの方は受け入れができないけれど、積極的に在宅での雇用はしたいと言われる。
- 東京のNPO法人からの情報であるが、若者向けデジタルシンプルプログラムという6日間の疑似仕事体験をする事業がある。実態としてはそこまで進んでいないがニーズはある。
- サテライトオフィスなど駅前にオフィスを借りて、そこで障害者のある方が通ってきて、それぞれが在宅ワークを担う（静岡で行政と企業が共同事業を実施している）。試行段階ではあると思うが、企業も安心して仕事を任せられる。

◆ **まとめとして**

- 就労支援について、多様な支援機関があり、利用者がまずどこに相談すれば良いのかわからないことが課題である。姫路市の就労支援のケアパスを作っていきたいといけない。
- 在宅ワーク・リワークのあり方、仲間づくり、企業自身の相談先などがポイントとなってくるように感じた。
- 在宅ワークにしろ、働いていると福祉サービスが受けられない。就業時間中にヘルパーは使えないため、在宅ワークを断念された方もいる。福祉サービスの利用の仕方ももう少し多様化を考えていく必要がある。
- 障害のある方が支援を受けながら働くためには、まずは支援者の私達が社会モデルに目を向けて、多様化を図っていくことが重要である。

第2回 多様な働き方に対応した就労支援、ニーズの把握について

<出された意見のまとめ>

◆ **多様な働き方に対応するための課題について**

- 今やっている業務が飽和状態で、新たな仕事を親会社からとってこないといけない。これからは精神障害者の方の雇用も視野に入れており、スタッフの人員強化が必要になってくる。

- 障害のある方の雇用が初めての店舗もあるため、フォロー体制と理解を深めること。採用後の定着、安定的な出勤ができるよう支援をしていきたい。
- 精神障害者の方の雇用の割合が増加する中で、安定的な就労の継続が課題である。体調不良を繰り返し、欠勤が続くことがあり、複数年の経験があってもステップアップにつながらないケースがある。
- 障害のある人の業務が変化してきたもので、ついてこられない方もいる。新たな担当業務の切り出しについての検討が課題。
- 障害者雇用での課題点は、定着就労である。また、私生活を会社として、どうフォローしていくか。
- これまでのお話のまとめとして、課題点が4つほど出てきたように思う。業務面での雇用管理や仕事の割り振り。職場や業務の定着。人材育成の中での職場での理解。新規採用。

◆ 多様な働き方に対応するための取り組みや工夫について

- 支援体制の工夫
 - ◇ 2021 年度下半期より、「就労パスポート」「定期面談」「セルフケアシート」「振り返りシート」など、それぞれの障害特性に合わせた定着支援実施し、自己都合退職者を減らしていけるよう尽力している。
 - ◇ 支援チームを結成し、障害者、外国人の方に定着してもらえよう、実例を踏まえながら検討している。
- 新規採用の工夫
 - ◇ 特別支援学校の実習生を積極的に受け入れている。他には就労移行事業所からハローワーク経由で採用をしている。
 - ◇ 1～2日の見学会や説明会などを通して簡単な作業を体験してもらったりしている。
- 精神障害の方の働き方や工夫
 - ◇ 健常者の2倍くらい時間をかけて業務を行ってもらっている。相談していく中で、事務所内では手帳開示をして、コミュニケーションをしっかりとるようにしている。定期的に面談をして、声かけを積極的に行っている。
 - ◇ 幻聴などの障害の特性が出やすい方に、症状が出やすい時は担当エリアの窓を閉め切るようにして、外からの音が入らないように職場のメンバーに周知し、配慮ができるようにしている。
 - ◇ 耳からの情報は伝わりにくいので、目に見えるようにして、ゆっくり説明をしている。
- 人材育成や職場理解としての工夫
 - ◇ 職業自立センターの人によく話を聞いてもらい、専門的なアドバイスももらっている。
 - ◇ 就職後、定着につながるように休日やお昼休みにカウンセラーとの話ができるようになっていく。
 - ◇ 3～4人のチームに健常者1人（女性リーダー）で業務に取り組んでいる。
 - ◇ 勤務時間も個々に配慮し、フレックスを利用して半日勤務をしたり、リセッ

トタイムという形で、デスクから離れて個室ブースに移動してもらって落ち着いてもらうようにしている。

- ☆ 今後は、通院休などができればいいなとは思っている。
- ☆ 企業の義務として未然に防ぐ意味も込めて、産業医の診察などを進めるのもありなのではないか。2人産業医がいるので、医学的観点からのアドバイスをいただき情報共有していきたい。

◆ **まとめとして**

- 多様な働き方をテーマにあげたのは、グローバルな社会になっていく中で、会社の成長を図っていくためには、多様な方の採用が必要。そこには合理的配慮が出てくる。病気の事、生活の事にかかってくる重層的な相談にのれる体制が社会の中で確立していくかが重要になってくる。今後も、このような障害者を雇用する企業の皆さんの話を聞ける機会を作っていきたい。

児童支援プロジェクト【こども部会】
テーマ：「こどもの生活をつなぐ情報共有のあり方」

- ・9月29日（第1回）：情報共有における現状と課題の把握
- ・11月24日（第2回）：学校園のアンケートから

第1・2回会議構成委員	
1	姫路市総合福祉通園センター
2	姫路市総合教育センター育成支援課
3	書写養護学校
4	児童発達支援 どんぐりの里
5	放課後デイサービス すまいるいぶらす
6	相談支援事業所 オープンゴール
7	姫路市こども保育課
8	姫路市基幹相談支援センター
9	姫路市障害福祉課

第1回 情報共有における現状と課題の把握

<出された意見のまとめ>

- ◆ こどもの生活に関係するものとして学校、幼稚園、家庭がある。他にも放課後児童クラブなどを利用しているケースもある。こどもの生活はずっとつながっているけれども、そこに関わる大人はそれぞれ異なる。支援を要する子どもたちの支援が途切れないようにするにはどうすれば良いか。

- ◆ 「あしあと」について
 - ここ10年くらいで「あしあと」を利用して、事業所に引継ぎがあったのは、自分が把握している件数として2件。活用はされていないように思う。
 - 放課後等デイサービスでは別にアセスメントシートを作成している。作成自体が、正直面倒であったり、紙媒体だと紛失したりということもある。定着できる何かものがあるといいなと思う。
 - 母親だけが記入するのではなく、事業所の人に書いてもらうスペースが必要なのではないか。幼少期から成人まで活用できるものがあればより良い。
 - 「あしあと」に支援計画を貼って持ってこられる方が多い。中には、写真入りの詳しいサポートブックを作成されている方もいる。サポートブックの作成などをされていない方については聞き取りを行っている。
 - 「あしあと」は網羅できるが、使いにくい。労力がかかるので続かない。冊子のサイズもA4サイズなら計画もそのまま入れることができる。情報の共通認識になるツールになる意識づけを母親たちに出来たらなと反省すべき点でもある。

◆ 情報共有の仕組みについて

- サポートブック等、事業所によっては共有がしっかりできるところと、そうでないところがある。園で立てている支援計画と事業所でされている支援が全く同じでないのは事実かなと思う。
- 共通した様式として小学校で使われているのを参考に令和2年度に整えて令和3年度から活用している。
- 共通様式があるので説明をするときにはしっかり伝えていかなければならないと思った。まずはそこからスタートしようというのでも良いのではないかと。
- 学校で作るのが難しいので、事業所の個別支援計画をみせてほしいと相談されるが、逆に、学校園で作成されたものを事業所側にお知らせいただく方が良いのではないかと思いながら話を聞いていた。
- 公立の幼稚園やつくしの先生と話をしたが、療育を受けているこどもがどこでどういうふうに還元されているかが知りたい。お互いの理解がどうしても出来にくい。
- 最初の契約段階でアセスメントをとらせてもらうが、事業所各自でアセスメントをとるので、どうしてもズレが出てきてしまう。
- サポートブックなど、いろんなツールはあるが、誰のためで何の目的なのかの整理が必要。目的は家族だけではない。事業所、学校、生活の場の支援者のアセスメントは必要。それぞれの場面でこどもが見せる姿は違うので、説明と違うのをどう説明するか。ポイントはサポートブックとファイルどう活用していくか。
- 本人は一人なのに、計画だけがいっぱいあるのはどうしてか。共通する部分が統一できないのかなとは思っている。

◆ 連携支援ファイルの活用

- 連携支援ファイルは、保護者所有のものであるが、便宜上学校が管理している。懇談会等来校する際に確認してもらい、サインをいただく。保護者経由で事業所に渡すことは可能ではないかと思う。
- 大学受験をする際に、高校までの資料を自分で持っていかれて、大学に相談した話は聞いている。
- 今日のポイントは、誰が情報を管理するのか。情報ツールは各事業所、相談機関でしっかりできている。縦、横連携でいうと、縦の連携は、こども園、学校の中で徐々に出来つつある。
- 問題は横の連携である。学校、医療、福祉の事業所、社会的養護関係機関。横の情報共有が、それぞれに計画があるので難しいところだなと思う。取り扱い方法のルール化。個人情報のことが課題になってくる。「あしあと」は作成後10年程度経過している。デジタル化ができるか姫路市に提案したい。
- 電子化、IT化、デジタル化で情報は共有しやすくなるが、その反面情報漏洩しやすくなる。個人情報流出の課題。姫路市としてのルール化は本当に難しい。目的は、ご家族やご本人が自分のことを伝えるためのものであること。
- 生い立ちからの成長の過程としてサポートブック作成し続けるのは難しい。必要

な時にアップデートできるようにする方が良いのではないかと。

- それこそ支援ファイルの活用になるのではないかと思う。学校の支援ファイルには、9年間の教育課程でどんな支援を受けてきたのかは分かる。
- 保護者は、学校から情報提供があることは知らないと思う。また、保護者も自身で作成するのでファイルが2つ出来てしまう。一方で、学校からなぜこんなものをくれるのかと保護者が困惑することもある。情報は保護者に集まってくると思う。
- 様式も1つに統一されたらより分かりやすくなる。家族に情報が届くようにすることは重要。
- 担任の先生が抱え込むケースも多いので、教頭先生経由でいろんな先生に話が行き渡るような仕組みを学校に取り入れていきたい。学校園を対象に、アンケート実施をする予定なので、その集約をして次回の部会で結果を示していければと思う。

第2回 学校園のアンケートから

<出された意見のまとめ>

- ◆ ~資料説明~学校と福祉の連携 実態把握のための調査について
 - 個別支援計画について、調査結果から小・中学校での活用が十分にできていない。ツールとして積極的活用をすすめていきたい。
 - 学校園として、困り事を考える時間がない。解決のためのツールとして個別支援計画を有効に使っていきこうという周知をしていく必要があると感じた。
- ◆ 連携に向けた窓口と同意について
 - 情報をもらいたいがかかる。
 - 教頭先生から個人情報のこともあるので、相談支援事業所を通してからにしてほしいと言われた。
 - 学校に初めて連絡を入れるのは相談支援事業所で、そのときの窓口は教頭先生になる。担当者会議が一度でも開催されていて、担当者がわかっている場合は直接やりとりをする場合もある。
 - 一度許可を取っている参加者においては毎回許可をとる必要はないが、何らかの形で、許可（同意）をとったことは残しておく必要がある。
 - 保育所・こども園は、保護者に同意をとっている。方向性を同一にしないと支援にばらつきが出てしまう。
 - 相談支援の仕事を増やしたくないとは思っているが、支援が入った時点で同意書をとるのはどうか。
 - 相談支援事業所が最初に契約を結んだときに、関係機関に情報共有する場合は重要事項説明書に入っている。個人情報の取り扱いについては、別途1枚同意をもらっている。
- ◆ 情報提供に関するチラシについて
 - 「支援を必要とする方」の保護者の方へ（案） ~資料説明~
 - 意見していただき、完成したものを関係機関の窓口置き、保護者の手に渡すよ

うにしていきたい。

- 近い将来しか見えていないが、しっかりと「あしあと」を残していかないといけない。
- 校長、教頭の意見によって変わりかねないので教育委員会で統一してほしい。チラシの発出はどこからにするか。学校関係者に対して伝えるにあたって、こども部会からだと弱いように思う。
- 育成支援課・障害福祉課・保育課の連名で出すようになるのではないか。
- まずは、自立支援協議会でまとめて、通知を関係機関から発出するような２段階で進めていければと思う。

日中サービス支援型グループホーム部会
テーマ：「日中サービス支援型グループホームについて」

・1月24日（第1回）：日中サービス支援型グループホームに期待すること

	会議構成員
1	姫路市立広畑障害者デイサービスセンター
2	ゆめさきの家
3	みんなの家
4	香翠寮
5	相談支援事業所 ふらっと
6	暮らし支援センター かしのき
7	認知症高齢者グループホーム つむぎ
8	姫路地区手をつなぐ育成会
9	関西福祉大学 社会福祉学部
10	姫路市障害福祉課

第1回 日中サービス支援型グループホームに期待すること

- 開設予定事業所についての説明及び意見交換
- 日中サービス支援型共同生活援助の報告
 - ・朝日ノ里グループホーム絆
 - ・グループホーム RASIEL 仁豊野
 - ・グループホーム RASIEL 下手野

<会議に出された意見のまとめ>

日中サービス支援型グループホームについては、本部会において、その整備状況や活動状況を検証した。

すでに稼働している日中サービス支援型グループホームの報告においては、「日中活動の充実」「地域や社会資源との連携の充実」「地域ニーズに応じられる短期入所」に関する意見が多く出された。

「障害当事者の声」プロジェクト【当事者部会】

テーマ：「地域自立支援協議会における「障害当事者の声」の政策反映モデル構築」

・10月31日（第1回）：

1. 前年度の検討概要
2. 今年度の取り組みについて
3. ピアサポートとは ピアサポートの事例紹介

	会議構成員
1	はりま福祉ネットワーク
2	姫路地区手をつなぐ育成会
3	姫路市精神保健福祉連合会
4	姫路市身体障害者福祉協会
5	姫路市基幹相談支援センター
6	宿泊型自立訓練「さざんくろす」
7	関西福祉大学 社会福祉学部
8	姫路市障害福祉課

1 前提

問題意識

- 障害者運動が衰退していて、団体が当事者の意見を取りまとめて行政に届ける力が弱くなってきている。
- 若い当事者が意見を出せる場が少ない。
- 当事者が意見を出す場があっても十分に周知がされていない。
- 当事者は、意見を出すことが難しい方もいる。
- 当事者が本音を言うことが出来る場が少ない。

目標

- ①多くの当事者の意見を収集できる仕組みづくりを目指す。
- ②当事者が本音を話すことのできる環境づくりを目指す。
- ③当事者の障害種別に配慮した意見収集を目指す。

2 今年度の取り組みについて

①インターネットの活用

- ・目的：若い世代を中心とした大多数の障害当事者の意見の収集
- ・時期：2022年11月に開設
- ・内容：Facebookに姫路市自立支援協議会のグループを作成し、意見を集約

②タウンミーティングの開催

- ・目的：当事者同士の交流

- ・時期：2023年1月
- ・内容：会場(定員20名)とZoom(定員50名)を定員とし、テーマを定め、意見交換を行う。テーマ案：障害のある方の暮らしを良くするためのアイデア
- ③サロン(仮)を通じてピアサポーターの養成
 - ・目的：サロン(仮)に参加した障害当事者がピアサポーターとなる
 - ・時期：10月31日、12月、2023年2月の3回
 - ・募集：当事者団体等より推薦20名
 - ・内容：障害当事者同士が学び、相談できる体制づくり
ピアサポーターの育成につなげるための情報交換会
テーマ案：ピアサポーターとは
コミュニケーションの基本
障害福祉サービスの基礎と実際
- ④当事者部会
 - ・目的：「当事者の声」の集約
 - ・時期：10月31日(サロンと同時開催)、2023年3月の2回
 - ・内容：当事者の声を政策に結びつけるための意見集約

<出された意見のまとめ>

- ◆ 若い世代というのは抽象的であるが、年代を区切るのか。
 - インターネットに関しての若い世代というのは、高齢社会の中でどこが若い世代なのかと定めるつもりはない。インターネットなので自由にご参加いただけるようにと思っている。会合に出てきにくい方や、団体に所属していない方のご意見を集めるために有効的ではないかと思っている。
- ◆ インターネットのPR方法はどのようなのか。
 - そこは大きな課題だと思っている。いろんな媒体を通じてこういうサイトを作成したという案内はさせていただきたいと思っている。まず、基本的には本日、お集り頂いている団体様のご協力を頂いて会員様に拡散していただくのが現実的な方法ではないかと思っている。
- ◆ タウンミーティングの広報について
 - 会員にはなってはいないが、サービスを使われている方に簡単なチラシを作成して市内の通所の事業所に配布してみてはどうか。事業所を通じての方法も考えたと思う。
 - 一般の方々に広く考えると、団体だけでは難しいのではないかと。FMげんきで少し放送してもらいたい。
 - スマートフォン使った情報収集が中心であるので、今回考えているのが、ホームページでご意見いただく場合も、パソコンからだけではなく、スマートフォンからもできるように考えている。

3. ピアサポートとは

ピアサポートの事例紹介

<出された意見のまとめ>

◆ ピアサポーターについて

- ピアサポーターは絶対に必要な役割を担っている。ピアの方がいるとすごく安心する。信頼関係が短い時間でできる。
- ピアサポーターとして動いている。気持ちの部分で直接関わっている。カウンセリングはできないが助言はできる。ピアサポーターとしての力量を上げていくことが大事である。
- 相談支援は広がってきたので、ピアの方と役割分担をしていけばニーズとしてはあると思う。
- 寄り添ってつらい部分を聞いてもらうことは必要。ビタミン剤、栄養剤になってもらえるようにしてほしい。経験は生きていくバネである。ピアサポート、心のバリアフリーは必要である。
- 知的障害のピアサポーターは難しい。なぜなら、本人と親の思いが異なるからである。誰かの支えは必要である。
- 研修会については、たくさんの障害種別があるので、たくさんのピアサポーター育成（養成）を要する。
- サポーターとしての経験が必要である。人数に関しては、徐々に増やしていけるよう障害領域を超えた交流会ができればいいなと考えている。

生産活動振興事業検討部会検討概要

テーマ：「家老屋敷跡便益施設の今後のありかたについて」

・9月6日（第1回）：生産活動振興事業の今後の運営等について

	生産活動振興事業検討部会 構成員
1	姫路市身体障害者福祉協会
2	姫路地区手をつなぐ育成会
3	姫路市精神保健福祉連合会（ひめかれん）
4	姫路市作業所連絡会（ひめされん）
5	職業自立センターひめじ
6	若葉福祉作業所
7	障害者支援事業所 くるみ
8	障害福祉サービス事業所 スワン
9	姫路市障害福祉課

<会議に出された意見のまとめ>

本部会においては、家老屋敷跡を利用しての生産活動振興事業について検討し、生産活動（授産活動を含む）振興拠点の立ち上げと運営について、「シェア Act. えん」のオープンの支援を行った。

○店舗の名称について

「シェア Act. えん」

- * 本店舗は、障害のある方の生産活動を支える拠点として、生まれました。この店舗にお立ち寄りいただいた皆様の「縁」「応援」「円」を障害のある方の活動に分け合うことによって、誰もが生きる力を発揮（エンパワーメント）していくことを目指して「シェア Act. えん」と名付けた。

○営業日・時間について

- 木、金、土、日、の週4日、及び祝日を営業日。
- 営業時間は、11時～17時
- その他、月曜日を事務処理日として、職員を配置。

○商品の納入について

- 原則、月、木、金の10時～17時。
- 月曜の事務処理日に在庫の状況を連絡する。
- 食品など、期限のある商品については、各自、定期的に入れ替えをお願いする。

○販売管理費について

- 売り上げの20%を販売管理費として、運営協議会にプールする。
- ただし、販売スタッフを派遣いただいた事業所については、月1日につき、5%を減額する。

例) 販売スタッフの派遣 月1日 15%
月2日 10%

○販売スタッフの派遣について

派遣が可能な日を事前に登録いただき、毎月、シフトを作成し、前月の20日までに連絡。

安定的な継続運営のために、できるだけ協力をお願いします。

○売り上げの振り込みについて

売り上げは、原則として1か月ごとに集計し、指定の口座に振り込み。(5,000円以下の場合は、翌月と合算)

○商品の管理について

商品の管理については、細心の注意を払うこととしているが、盗難(万引き)、災害等により商品に欠損が出た場合、販売スタッフはその責を負わないものとする。

○運営協議会の組織

運営協議会の中で、ご担当を担っていただき、いろいろな取り決めをしていきたい。

- ・販売促進担当・・・商品の配置レイアウト、宣材資料の作成等
- ・販売事務(会計)担当・・・売上、在庫管理、販売管理費のチェック
- ・ギャラリー(展示)担当・・・ギャラリー(展示)の企画
- ・店舗管理担当・・・店舗の営繕、設備・備品の管理、

次期計画の策定について

姫路市では、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を相互に関連が深いものであることから、平成 30 年に「姫路市障害福祉推進計画（以下、計画という。）」として、一体的に策定している。

令和 2 年度において策定した第 6 期計画が、令和 5 年度で満了することとなるため、令和 5 年度には学識経験者の他、障害者団体の代表、医療関係者、福祉関係者、雇用関係者、公募市民などを委員とする策定会議を開催し、下記により、第 7 期計画の策定に当たる。

記

1 計画策定に当たっての取組

計画の策定にあたり、地域自立支援協議会の中に「障害福祉計画ワーキング部会（以下、「ワーキング部会」という。）」を設置する。

ワーキング部会では、各施策についての関係者を招き、意見を聴取し、議論する。また、姫路市における障害者施策の課題について分析し、その結果を取りまとめ、計画の策定の参考とすることで、策定会議の円滑な進行に資することを目的とする。

2 第 7 期計画の策定スケジュール（予定）

時期		事項
令和 5 年	4 月	
	5 月	自立支援協議会（ワーキング部会）
	6 月	自立支援協議会（第 1 回全体会）
	7 月	【第 1 回策定会議】
	8 月	自立支援協議会（ワーキング部会）
	9 月	【第 2 回策定会議】
	10 月	自立支援協議会（ワーキング部会）
	11 月	自立支援協議会（ワーキング部会） 【第 3 回策定会議】
	12 月	パブリック・コメント手続き開始、厚生委員会へ報告
令和 6 年	1 月	パブリック・コメント手続き締切
	2 月	【第 4 回策定会議】 自立支援協議会（第 2 回全体会）
	3 月	計画策定、厚生委員会へ報告

3 第 7 期計画の適用期間

令和 6 年度～令和 11 年度（予定）

※今年度中に、国の基本方針が改定される予定であり、計画期間に係る内容も改定された場合は、当該内容に応じて計画期間を従来の 3 年から 6 年に延長する。

4 令和 5 年度の全体会（2 回開催予定）において、下記の事項を報告予定

- ・計画の実績に関する数値等
- ・策定に当たり、課題とすべき内容（パブリック・コメントによる意見を含む。）
- ・令和 4 年 12 月に実施した障害者実態意向調査（アンケート）の集計・分析結果
- ・その他、策定会議において議論された内容等

障害福祉サービス等の支給決定基準の改正について

1 改正の経緯

- ・ 支給決定基準は、厚労省通知「介護給付費等に係る支給決定事務等について」（事務処理要領）において、「市町村は、勘案事項を踏まえつつ、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うためには、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当である」とされ、市町村ごとに定めている。
- ・ 本市の支給決定基準は、運用開始後約 20 年が経過し、国の制度改正に対応した改正を行いつつ、現在に至っている。
- ・ 居宅介護等に係る支給量の決定は、現在「積算方式」により行っているが、この方式は障害者自立支援法施行前（障害程度区分の仕組みの創設前）からのものであり、障害程度区分（障害支援区分）施行から 15 年以上経た今日では、障害支援区分ごとの支給量を定める方式（区分方式）へ変更することが望ましいと考えられる（他市でも当該方式を採用することが主流となっている）。

2 改正の概要

(1) 記載方法

法令、事務処理要領、関係通知等に定めのない内容（支給量等）を中心とした記載とすることで、内容を圧縮し、読み取りやすい支給決定基準を目指す。

(2) 審査会手続き

希望内容が基準と乖離する（超える）場合の審査会意見聴取手続きを明示する。

(3) 経過措置

改正前の支給量は、改正後も一定期間、当該支給量の範囲内では、特段の手続き（審査会）を経ずに決定することを可能とする。

(4) 支給量の変更

① 訪問系・移動系サービス

算定方法を「区分方式」に変更し、現在の運用状況、国庫負担基準額等を参考に障害支援区分ごとの基準支給量、介護者の状況等を勘案する加算割合を設定する。

② 児童通所系サービス

放課後等デイサービスの支給量の上限を変更（増加）する。（現行の最大 14 日/月を当分の間 19 日/月とする。23 日/月への変更については、当面の運用状況を踏まえ、検討する）

3 支給決定基準の構成

- ・ 第 1 条：基準の目的を規定
- ・ 第 2 条：用語の定義を規定
- ・ 第 3 条：障害福祉サービス等の支給量及び決定方法等を規定
- ・ 第 4 条：審査会に係る手続きを規定
- ・ 第 5 条：補則

- ・ 附則：適用日（令和5年10月1日）、経過措置、今後の検討等を規定
- ・ 別表1：サービスごとの基準となる支給量を規定（訪問系サービスの時間数、通所系サービス等の日数・回数）
- ・ 別表2：別表1の支給量の一部に係る加算を規定

4 改正スケジュール（令和5年3月以降は予定）

令和4年6月	地域自立支援協議会への報告
7月	改正案の作成
8月から12月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正基準案に係る関係団体意見聴取 ・ 意見を踏まえ、改正基準案の修正
令和5年2月	地域自立支援協議会への報告
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生委員会報告 ・ 社会福祉審議会報告
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正基準の公表 ・ 障害福祉サービス等事業者への説明
10月1日	改正基準の適用開始

姫路市障害福祉サービス等支給決定基準（案）

（目的）

第1条 この基準は、厚生労働省通知「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」及び「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」に定めるもののほか、当該通知の定めに基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号。以下、「総合支援法」という。）に規定する障害福祉サービス及び相談支援、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下、「児童福祉法」という。）に規定する障害児通所支援及び障害児相談支援並びに姫路市地域生活支援事業の実施に関する要綱（平成18年9月29日制定。以下、「要綱」という。）に定める支援（以下、「障害福祉サービス等」という。）に係る支給決定を公平かつ適正に行うために定めるものとする。

（定義）

第2条 この基準における用語の意義は、総合支援法、児童福祉法又は要綱等の関係法令等において使用する用語の例による。

（支給量）

第3条 障害福祉サービス等の支給量は1月を単位として決定する。

2 支給量は、総合支援法第22条第6項に定めるサービス等利用計画案又は児童福祉法第21条の5の7第6項に定める障害児支援利用計画案を勘案し、別表第1及び別表第2に掲げる支給量の合計を超えない範囲で決定するものとする。

3 前2項に規定する支給量を超える量の支給決定又は変更の決定（以下、「非定型支給決定」という。）を行う必要があると認める場合は、総合支援法第15条の規定に基づき設置する姫路市障害認定審査会（以下、「審査会」という。）に意見を求めるものとする。ただし、過去3年度の間同等の内容に基づき意見を求めた場合は、当該意見をもって代えることができる。

4 前項の規定にかかわらず、次のいずれにも該当する場合は、審査会の意見を求める手続きを経ず、その必要な期間について、第2項又は第3項に規定する支給量を超える支給決定を行うことができる。

- (1) 当該支給決定等についての切迫性があると市長が認めるとき
- (2) 当該支給決定等についての非代替性があると市長が認めるとき

（非定型支給決定に係る審査）

第4条 市長は、前条第3項の規定により審査会に意見を求める場合は、当該支給決

定案に非定型支給決定を行おうとする理由書、その他審査に必要な書類を添え、審査会に提出しなければならない。

(補則)

第5条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和5年10月1日から適用する。ただし、別表第1中放課後等デイサービスの項に定める支給量について、当分の間、「原則の日数」とあるのは「19日」に読み替える。

(経過措置)

- 2 この基準による改正後の姫路市障害福祉サービス等支給決定基準の規定は、令和5年10月1日以降に適用が開始となる支給量について適用し、同日前に適用開始となった支給量については、なお従前の例による。なお、当該支給量の決定の際に審査会の意見があった場合は、第3条第3項ただし書きに規定する意見があったものとみなす。

(検討)

- 3 この基準の適用後5年を目途として、改正後の規定の施行の状況について検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。ただし、措置を講ずる場合は、障害福祉推進計画の内容を勘案しなければならない。

別表第1 基準支給量（第3条関係）

サービスの種類	支給量						
	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障害児
身体介護	8時間	10時間	15時間	27時間	44時間	63時間	25時間
家事援助	16時間	21時間	30時間	40時間	63時間	90時間	36時間
通院等乗降介助	44回						
重度訪問介護				154時間	193時間	275時間	—
同行援護及び移動支援	65時間 ただし、身体介護又は家事援助（他法による同等のサービスを含む）と併給する場合は50時間以下とする。						

行動援護	50時間
重度障害者等包括支援	94,770単位
短期入所及び日中短期入所	14日(回) ただし、短期入所及び日中短期入所を併給する場合、それぞれ14日(回)を超えないものとし、かつ、合計は21日(回)以下とする。
生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び地域活動支援センター(日中活動サービス等)	原則の日数 (各月の日数から8日を控除した日数。以下同じ) ただし、日中活動サービス等と併給する場合の合計の日数は原則の日数以下とする。
療養介護、施設入所支援、宿泊型自立訓練、共同生活援助、就労定着支援、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援及び福祉ホーム(居住系サービス)	各月における暦日数(当該月の日数) ただし、共同生活援助に係る受託居宅介護サービスについては、事務処理要領の例による。
児童発達支援(医療型児童発達支援を含む)	原則の日数
居宅訪問型児童発達支援	10日
放課後等デイサービス	原則の日数 ただし、タイムケアを併給する場合、その合計の日数(回数)は原則の日数(回数)以下とする。
保育所等訪問支援	2日
タイムケア	9回
訪問入浴サービス	5回

備考

- 1 身体介護には通院等介助(身体介護を伴う場合)を、家事援助には通院等介助(身体介護を伴わない場合)を含む。
- 2 重度訪問介護における移動介護加算対象の時間数は50時間以下とする。
- 3 重度障害者等包括支援に係る介護保険対象者については66,540単位とする。
- 4 短期入所、日中短期入所、日中活動サービス等、児童発達支援(医療型児童

発達支援を含む)及び放課後等デイサービスについて、やむを得ない事由により各項の支給量の欄に定める日数(回数)を超える利用の必要性が生じた場合は、各月における暦日数(回数)以下で必要と認める日数(回数)とする。

5 居宅訪問型児童発達支援について、やむを得ない事由により同項の支給量の欄に定める日数を超える利用の必要性が生じた場合は、原則の日数以下で必要と認める日数とする。

6 保育所等訪問支援について、やむを得ない事由により同項の支給量の欄に定める日数を超える利用の必要性が生じた場合は、10日以下で必要と認める日数とする。

別表第2 加算支給量

加算項目	加算支給量
重度訪問介護に係る支給決定を受ける者であって、単身者又は同居者が疾病等により介護困難、その他支援を要する世帯の場合	別表第1の基準支給量の50%
身体介護に係る支給決定を受ける重度の障害児であって、支援を要する世帯の場合	別表第1の基準支給量の50%